「那覇市書かない窓口システム（窓口ＤＸＳａａＳ）導入業務委託及び運用事業」に関する募集要領

令和 8 年 10 月

那覇市 市民文化部 ハイサイ市民課

1.　目的

この事業は、書かない窓口システム（窓口ＤＸＳａａＳ）を導入し、窓口における提出書類の記載等を省略し異動受付業務等の効率化を図ることにより、書かせない窓口の実現や待ち時間の短縮を目指すなど、市民サービスの向上を図るものである。

事業者の選定にあたり、提案者の実績、考え方、技術力、本市のシステム環境、価格等を総合的に判断するため公募型プロポーザルを実施する。

本実施要領は、事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2.　業務概要

(1) 業務名称

「那覇市書かない窓口システム（窓口ＤＸＳａａＳ）導入業務委託及び運用事業」（以下「本業務」と表記する。）

(2) 業務の範囲

本業務の範囲は次のとおりとする。

ア　書かない窓口システムに必要なシステム（ハードウェア一式含む）の構築業務（以下「システム構築業務」という。）

イ　構築したシステムによるサービス提供業務（運用保守管理含む）（以下「サービス提供業務」という。）

※本システムと連携する既存の基幹系システムの改修は、本業務に含まない。

(3) 業務に求める要件

本業務に求める要件は「那覇市書かない窓口システム（窓口ＤＸＳａａＳ）導入業務委託及び運用事業仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載する。

(4) 提案上限額

ア　システム構築業務に係る経費　　37,950,000 円

イ　サービス提供業務に係る経費　　30,461,200 円

※消費税及び地方消費税を含む。

※提案上限額を超える見積価額の提案は受付をしないものとする。

(5) 契約形態

ア　業務委託契約

イ　運用保守契約

(6) 履行期間

ア　システム構築期間　契約締結日から令和 9 年 9 月 30 日まで

イ　サービス提供期間　令和９年 10 月 1 日から令和 12 年 1 月 31 日まで

(7)　支払方法

ア　システム構築費　完了後、一括払い

イ　サービス利用料　月額払い

3.　参加要件

(1) 提案事業者参加資格要件

ア　「２　業務概要 (3)」にあるアからイまでの業務を「２業務概要 (4)」に示す提案上限額の範囲内で実施すること。

イ　沖縄県内に営業拠点があること。

ウ　国税及び市税に滞納がないこと。

エ　一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC) によるプライバシーマーク及び ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の認証を取得していること。

オ　地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

カ　那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第１号）第２条第１号に規定する暴力団又は同条第２号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。

キ　那覇市による指名停止又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。

ク　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第２１条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

ケ　提案システム（RPA を除く）については、提案者が自社にて開発したシステムであること。

コ　令和 8 年１１月１日時点で、デジタル庁が令和７年度に実施した「ガバメントクラウドにおける地方公共団体への窓口ＤＸＳａａＳ提供－令和 8 年度募集－」の認定を受けている者であること。

サ　機能面について、別紙 1-①「参加資格確認書」をすべて満たすこと。

４．実施スケジュール（予定）

月　　日	事　　項	手　段　等
令和 8 年 11 月 2 日（月）	公募 質問受付開始	本市 HP に掲載
11 月 11 日（水）	質問書受付締切日	電子メールにて提出 ※17 時まで
11 月 18 日（水）	質問回答	本市 HP に掲載
12 月 3 日（木）	参加表明書等提出締切日 企画提案書提出締切日	持参または郵送にて提出 ※12 月 3 日（木）17 時必着
12 月 11 日（金）	参加資格審査結果通知	電子メール
令和 9 年 1 月 14 日（木）	デモンストレーション	
令和 9 年 1 月 15 日（金）	企画提案プレゼンテーション	
1 月下旬	企画提案プレゼンテーション結果の通知	結果は本市 HP 掲載。また、プレゼンテーション参加者へは個別にメールおよび文書にて通知する
2 月下旬	協議、契約締結	
業務の履行期間	契約締結日から令和 12 年 1 月 31 日まで	

５．提案に関する事項

(1) 参加表明書等の提出

本提案への参加を希望する者は、参加表明書を所定の様式により提出すること。期限までに参加表明書の提出がない者からの提案は受け付けない。

ア　提出部数：　各 1 部

イ　提出物　：

	資料名	備考
A	参加表明書（様式 1）	
B	会社概要（様式 2）	

C	実績調書（様式 3）	
D	誓約書（守秘義務）（様式 4）	
E	3（1）イ.を満たしていることがわかる書類	
F	3（1）サ.を満たしていることがわかる書類	別紙「参加要件」に対応状況を記入し提出
G	プライバシーマーク及び ISMS の認証を証するもの（写し）	
H	導入実績証明書（様式 5）	導入実績を証明できる書類（契約書の写し等）を添付
I	「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書（その 3 の 3）※税目表示不要	提出日前 3 か月以内に作成されたもの
J	那覇市納税証明書（滞納のない証明書） ※税目表示不要	
K	財務諸表	直近 2 年
L	委任状（様式 6）	那覇市物品購入等入札参加資格者名簿に登録をしている者は省略可。
M	誓約書（暴力団等）（様式 7）	
N	使用印鑑届（様式 8）	
O	印鑑証明書	
P	定款及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ※提出日から 3 か月以内のもの	

(2) 提案に係る提出書類

参加表明書の提出がない者からの提案は受け付けません。

機能審査・提案審査の順番は提案書の受付順の逆順とする。具体的な日時及び場所については別途通知する。

ア　提出物一覧

	資料名	部数
A	提案提出書 （様式９）	１部 ※押印箇所には代表者印を押印すること。
B	提案書	１部 ※押印箇所には代表者印を押印すること。 ※写しを 9 部用意すること。また、デモンストレーション用として C、D の写しを別途 6 部用意すること。
C	機能要件確認書 （様式 10）	
D	費用見積書	

		※資料毎にインデックス等を付け見易さに配慮すること
E	CD-ROM	１部 上記 A～Ｅについて、全て PDF 化すること

イ　提出物詳細　：以下のとおり

A) 提案提出書（様式９）

※押印箇所には代表者印を押印すること。

B) 提案書（指定様式なし）

※代表者印を押印すること。

提案書は、仕様書に記述している要件に基づき、「那覇市書かない窓口システム（窓口 DXSaaS）導入業務委託及び運用事業」提案書作成要領に従って作成すること。本業務の詳細は、仕様書を確認すること。

C) 機能要件確認書（様式 10）

各要件に対して、「◎、〇、△、×」を記述し、提案するシステムの対応状況を証明すること。備考欄の記入にあたっては、欄に書ききれない場合は、別紙（Ａ４サイズ任意様式）の添付でも差し支えない。

「◎」　標準機能で対応可能（稼働日前に標準機能のバージョンアップ対応も含む）

「〇」　無償カスタマイズ

「△」　有償カスタマイズ（備考欄に金額を記入すること。提案額とカスタマイズ額の合計が提案上限額を超える場合や、カスタマイズの内容によっては「×」とみなす。）

「×」　対応不可（要求レベルが「必須」となっているものについて、「×」の場合は備考欄に代替手段があれば記入すること。ない場合は、原則選定されません。）

D) 費用見積書（指定様式なし）

提案する本業務に必要な費用を見積もり、システム構築費及びサービス利用料(28 ヵ月)の総額（以下「提案見積額」という。）と同サービス利用月額を記載すること。

E) CD-ROM

上記 A から D を PDF 化し、CD-ROM で提出すること。

(3)　５（1)、(2）の提出について

ア　提出期限：令和８年 12 月 3 日（木）17 時までに提出、又は郵送必着

イ　提出先　：「５　照会先」に定める照会先

ウ　提出方法：持参又は郵送にて、令和 8 年 12 月 3 日 17 時必着、郵送の場合は簡

易書留郵便等の配達した記録が残るもので送付すること。
※提出期限を過ぎた企画提案書等は受け付けない。

(4) 質疑応答等

本募集に関する質問は、仕様書や提案書作成要領等に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けないものとする。

ア　受付期間：令和８年 11 月 4 日（木）～令和８年 11 月 11 日（水）17 時

イ　提出方法：「５　照会先」に定める照会先宛てに質問書（様式１１）を電子メールで提出する。

ウ　回答方法：令和８年 11 月 18 日（水）までに那覇市公式ホームページへ回答書を掲載する。

(5) 参加の辞退

参加表明書の提出後、参加の辞退を行う場合は、署名、押印がされた任意の書式により申し出ること

(6)　失格の条件

以下の条件に該当する場合は、失格とする。

ア　提案審査までに参加要件資格を満たさなくなった場合

イ　提出書類が期限に間に合わなかった場合

ウ　提出書類に虚偽の内容が記載されている場合

エ　費用見積書が提案上限額を超過した場合

オ　その他公平な競争の妨げになる行為、事実があったと認められる場合。

(7) その他、注意事項

ア　提案者は１つの提案のみ行うこと（複数製品の提供は不可）

イ　提案書類等の書類作成、提出にかかる一切の費用は提案者の負担とする。

ウ　提出された提案書類一式は返却しないものとする。なお、提出書類等については、本市組織内でコピー・配布することはあるが、提案者に断りなく他地方公共団体や他社への配布は行わない。

エ　提出された提案内容に関して、後日質問を行う場合があるので留意すること。

６．照会先

那覇市　市民文化部　ハイサイ市民課　住民記録グループ

担　当：與那覇、我那覇

所在地：〒900－8585　那覇市泉崎１丁目１番１号　那覇市本庁舎１階

電　話：098-867-0111（内 2230）
ＦＡＸ：098-862-0384
E-Mail：C-SIMIN001（アット）city.naha.lg.jp
※＠の前の「C-SIMIN」は英字、「001」は数字。「(アット)」は@に変換すること。

７．提案審査評価及び選定に関する事項

参加資格及びプレゼンテーショの審査方法については、「那覇市書かない窓口システム（窓口ＤＸＳａａＳ）導入業務委託及び運用事業」に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）及び事務局において次のとおり、審査を実施する。また、本審査委員会は、那覇市の会議の公開に関する指針 3-（2）の規定に基づき非公開とする。

(1) 審査区分及び審査方法

審査は機能審査、提案審査及び価格審査の３区分で実施するものとし、「評価基準書」に沿って機能内容及び提案内容の審査を行う。審査区分、審査方法、及び評価者は以下のとおり。

	審査区分	審査方法	評価者	基礎確認者
A	機能審査	機能要件確認書とデモンストレーションによる評価を行う	委員会	事務局
B	提案審査	提案書の書類審査とプレゼンテーションによる審査を行う	委員会	―
C	価格審査	提案見積額による価格点の算出を行う	事務局	―

(2) 機能審査の実施

実施期日：令和 9 年 1 月 14 日（木）
実施場所：那覇市役所本庁舎内会議室 予定
時　　間：50 分以内　（デモンストレーション 30 分、質疑応答 20 分）
内　　容：機能要件確認書及びデモンストレーションによる基礎評価
注意事項：・機能審査の順番は提案書の受付順の逆順とする。
・デモンストレーション時に資料の追加提出は認めない。
・入室者は 5 名までとする。(準備作業者等含める)
・使用する機材のうちモニター、接続ケーブル（HDMI)、は本市で用意する。その他パソコン等必要なものについては、提案者にて持参すること。

(3) 提案審査の実施

実施期日：令和 9 年 1 月 15 日（金）

実施場所：那覇市役所本庁舎内会議室 予定

時　　間：50 分以内　（プレゼン等 30 分、質疑応答 20 分）

内　　容：提案書及びプレゼンテーションによる提案内容の評価
基礎評価をもとにした機能評価

注意事項：・提案審査の順番は提案書の受付順の逆順とする。
・企画提案書をもとにプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料の配布など、事前に提出された提案書以外の資料を使用しての説明は不可。当日の内容変更は一切認められない。
・入室者は 5 名までとする。（準備作業者等含める）
・使用する機材のうちモニター、接続ケーブル（HDMI）、は本市で用意する。その他パソコン等必要なものについては、提案者にて持参すること。

(4) 採用候補順位の決定

優先交渉権者等の選定方法

ア　各委員が提案者毎に評価点をつけ、その合計点が高い順に順位をつける。候補者の選定は、順位を第 1 位とした委員の数が最も多い提案者を優先交渉権者として選定し、順位を第1位とした委員の数が次に多い提案者を次点交渉権者として選定する。また、第 3 位以降の選定も同様とする。

イ　上記アにおいて、順位を第 1 位とした委員の数が同数の提案者が 2 者以上ある場合は、当該提案者の順位を第２位とした委員の数が最も多い提案者を優先交渉権者として選定する。

ウ　上記イにおいて、順位を第 2 位とした委員の数が同数の提案者が 2 者以上ある場合は、当該提案者の順位を第 1 位とした委員の当該提案者に係る評価点の合計点が最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。

エ　上記アからウによっても順位が決しない場合は、審査委員会において協議し、優先交渉権者等を選定する

オ　上記アからエに関わらず、以下に該当する場合は、優先交渉権者として選定しない。

①　委員の企画提案点の合計が満点の 6 割に満たない場合。ただし過半数の委員の企画提案点が 6 割を超えている場合は除く。

②　委員の過半数の企画提案点が 6 割に満たない場合。

(5) 審査結果の通知

結果については、選定後、速やかに全提案事業者へ通知およびホームページにより公表するものとする。その内容は優先交渉権者名及び次点交渉権者名のみとし、結果に対する異議は受け付けない。